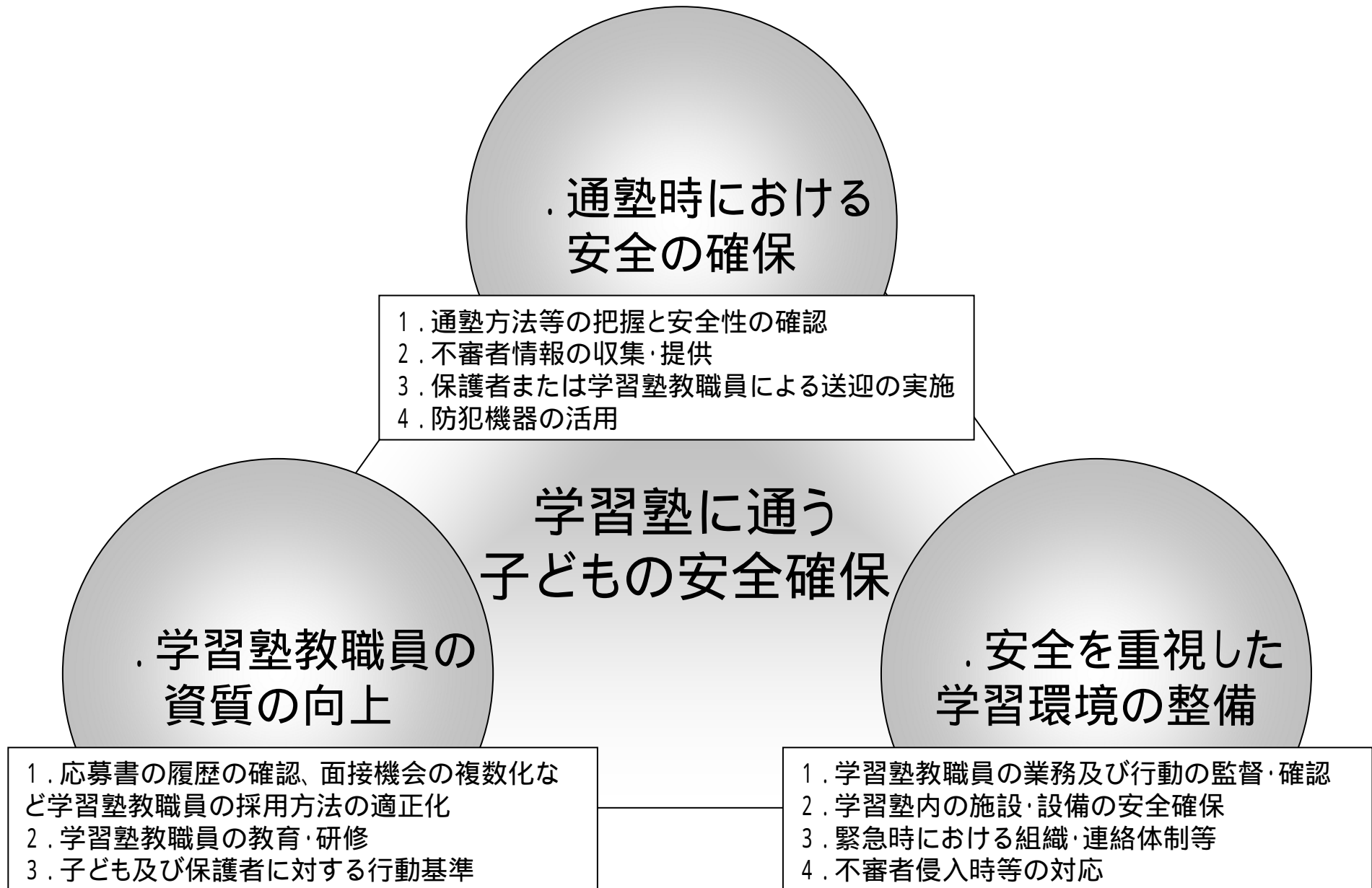


学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン(概要)



学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン(概要)

| 通塾時における安全の確保 | | |
|--------------|----------------------|---|
| 1 | 通塾方法等の把握と安全性の確認 | 子どもに通塾方法・経路を届出させるように努めるとともに、通塾方法・経路に関して、危険・要注意箇所、避難箇所について子ども及び保護者の共通認識を得る。 通塾時において、声かけ事案、変質者その他不審者の出没等に遭遇した場合の対応を指導する。 |
| 2 | 不審者情報の収集・提供 | 不審者の出没に関する情報等について、子ども及び保護者から、また、警察、学校などの関係機関と連携し、情報を迅速かつ確実に収集・提供するための取組を進める。 |
| 3 | 保護者または学習塾教職員による送迎の実施 | 可能な限り保護者の付き添いのもとに通塾することを奨励する。 学習塾教職員は、通塾・退塾時において出入り口で安全確認を行う、危険・要注意箇所において「あいさつ」や「声かけ」をするなど、子どもの通塾を見守る。 |
| 4 | 防犯機器の活用 | 防犯ブザー、位置情報端末・携帯電話などの防犯機器の携行を推進するとともに、使用方法について指導する。 |

学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン(概要)

| . 学習塾教職員の資質の向上 | | |
|----------------|------------------|--|
| 1 | 学習塾教職員採用方法の適正化 | <p>履歴書等に不備・不明・不整合な点がないか確認し、また、記載内容を可能な範囲で検証する。</p> <p>面接機会の複数化や面接時間の十分な確保を図る。</p> <p>「児童の権利に関する条約」に規定する「生きる権利及び育つ権利」、「表現の自由」、「プライバシー・名誉の保護を受ける権利」など、子どもの権利を遵守することを採用基準とする。</p> |
| 2 | 学習塾教職員の教育・研修 | <p>安全教育責任者を置き、学習塾教職員に子どもの安全に関する教育・研修を定期的に行う。</p> <p>教育・研修内容の理解度を確認するため、試験を行う。必要がある場合は、追試験・再試験、再教育・再研修を行う。</p> |
| 3 | 子ども及び保護者に対する行動基準 | <p>学習塾教職員は、子ども及び保護者との関係において、倫理的な行動に努めなければならない。</p> <p>学習塾教職員は、子ども及び保護者の利益を最優先し、意志・決定及び人権を尊重しなければならない。</p> |

学習塾に通う子どもの安全確保ガイドライン(概要)

| .安全を重視した学習環境の整備 | | |
|-----------------|---------------------|---|
| 1 | 学習塾教職員の業務及び行動の監督・確認 | 業務監督責任者を置き、業務日報、映像、教室巡回等の方法により、学習塾教職員の業務及び行動を確認する。 子ども及び保護者からアンケートを取り、学習塾教職員の業務及び行動をチェックする要素として活用する。 相談窓口を設置して、保護者からの意見等を一元管理し、チェック機能の活用を図る。 |
| 2 | 学習塾内の施設・設備の安全確保 | 施設の出入り口等は施錠するなど、入退室に関して適切に管理する。また、インターホン、監視カメラ等の防犯機器を活用し、侵入防止に努める。 教室内は、低い仕切りやガラス窓を多用すること等により、監督・モニター上の死角をなくすよう努める。個人指導の場合には、特に配慮する。 全ての教室に防犯ベルまたはそれに準ずるものを設置するよう努めるものとし、また、全ての教室は内側からは施錠できないようにする。 |
| 3 | 緊急時における組織・連絡体制等 | 不審者侵入時や事故・災害時における学習塾教職員間の役割分担を明らかにしておく。 保護者との連絡体制として緊急時の連絡先リストを作成し、特定の情報として厳重に保管する。 |
| 4 | 不審者侵入時等の対応 | 危機管理マニュアル(声かけ、退去要請、隔離・通報、子どもの安全優先、負傷者確認・応急手当、事後対応)を作成し、とっさの場合に的確に行動できるよう、防犯訓練等を実施する。 |